

## 第 719 回

# 東京都青少年健全育成審議会

- ※ 発言者の氏名（都職員及び関係行政機関職員を除く）  
及び個人情報、一部企業名など、議事録の一部を伏せて  
掲載しています。

令和 2 年 10 月 12 日（月）

## 【出席委員】

清宮	眞知子	委員
天日	隆彦	委員
山	了吉	委員
石川	知春	委員
伊藤	廣幸	委員
加藤	美恵子	委員
宮原	恵子	委員
井門	明洋	委員
栗下	善行	委員
平	慶翔	委員
のがみ	純子	委員
早坂	義弘	委員
竹下	修	委員
山本	憲幸	委員
小澤	さおり	委員
川西	博正	委員
加藤	英典	委員
新内	康丈	委員
高島	由紀子	委員

## 【事務局】

都民安全推進本部長	國枝	治男
若年支援担当部長	小菅	秀記
若年支援課長	濱村	竜一

午後 3 時 30 分開会

○若年支援課長 本日の傍聴人等でございますが、報道関係者としまして 2 名いらっしゃいます。傍聴人は 16 名でございます。

まず報道を案内いたします。

(報道入室)

それでは傍聴人を案内いたします。

(傍聴人入室)

現在ご出席いただいております委員の方は 18 名で、条例第 24 条第 1 項に定めます審議会の開催に必要な定足数に達しておりますことをご報告申し上げます。

○若年支援担当部長 それでは、審議会を始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。今回は第 29 期の最初の青少年健全育成審議会でございます。審議会開催に先立ちまして、都民安全推進本部長の國枝より一言ご挨拶をさせていただきます。

○都民安全推進本部長 都民安全推進本部長の國枝でございます。

本日は、大変お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。第 29 期の青少年健全育成審議会の開催に当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

まず、委員の皆さま方には、委員を引き続きお引き受けいただき、あるいは新たにご就任いただきましたことにつきまして、改めてこの場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。また、日頃より青少年健全関係の施策につきまして深いご理解とご支援をいただいていることにつきましても、併せて御礼申し上げます。

本審議会につきましては、昭和 39 年の健全育成条例制定以来、不健全図書類の指定等、青少年を巡る健全な環境の育成について大きな役割を果たしていただけてきたところでございます。青少年を巡る環境が大きく変わりつつある中、今年は特に新型コロナウイルス感染症の流行という未曾有の事態を迎え、青少年を巡る環境だけでなく、社会も大きな変化の中にあります。

しかし、大人が責任を持って青少年が健やかに成長できる環境をつくっていくというこの審議会の意義、役割は、いささかも変わることはないと考えております。私どもといたしましては、引き続き青少年の健全育成に向けて、各種施策に全力で取り組みますとともに、本審議会がその意義、役割を十分に果たしていけるよう、お支えをしていきたいと思

っております。

皆さま方におかれましては、引き続き本審議会における活発なご意見の交換はもとより、私どもの行っております施策につきましてもご意見等をお寄せいただければと思っております。簡単ではございますが、引き続きのご指導をいただきますことをお願い申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○若年支援担当部長 國枝本部長は公務のため退席させていただきますので、よろしく願いいたします。

(都民安全推進本部長 退席)

(委員 1 名入室)

○若年支援担当部長 さて、本審議会では、会期ごとの会長をご選任いただくことになっておりますが、会長が決まるまでの間、私、若年支援担当部長の小菅が進行役を務めさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

まず、第 29 期の審議会委員を皆さま方にご依頼申し上げましたところ、快くお引き受けいただきまして、誠にありがとうございました。今後 2 年間、どうぞよろしく願いいたします。

第 29 期の初回でございますので、委員の皆さま及び事務局職員を、若年支援課長の濱村からご紹介させていただきます。

○若年支援課長 それでは次第の 2、「委員の紹介」に移らせていただきます。

委員の皆さま及び事務局職員をご紹介させていただきます。

お手元に配布してございます「第 29 期東京都青少年健全育成審議会委員名簿」の順番にご紹介をさせていただきます。

まず、第 1 号、業界に関係を有する方々でございます。

出版倫理協議会議長、山了吉委員でございます。

○山委員 どうぞよろしく願いいたします。

○若年支援課長 映画倫理委員会事務局長、石川知春委員でございます。

○石川委員 よろしく願いいたします。

○若年支援課長 日本フランチャイズチェーン協会専務理事、伊藤廣幸委員でございます。

○伊藤委員 伊藤でございます。よろしく願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、第 2 号、青少年の保護者を代表される方々でございます。

東京母の会連合会、少年補導員、加藤美恵子委員でございます。

- 加藤（美）委員 加藤でございます。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 東京都地域婦人団体連盟理事、宮原恵子委員でございます。
- 宮原委員 宮原でございます。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 東京都公立中学校 PTA 協議会会長、井門明洋委員でございます。
- 井門委員 井門と申します。よろしくお願ひします。
- 若年支援課長 続きまして、第3号、学識経験を有する方々でございます。

東京都議会都民ファーストの会の、栗下善行委員でございます。

- 栗下委員 よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 都民ファーストの会の、平慶翔委員でございます。
- 平委員 平慶翔です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 公明党の、のがみ純子委員でございます。
- のがみ委員 よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 自由民主党の、早坂義弘委員でございます。
- 早坂委員 こんにちは。
- 若年支援課長 放送倫理・番組向上機構、青少年委員会統括調査役、竹下修委員でございます。
- 竹下委員 よろしくお願ひします。
- 若年支援課長 帝京大学法学部教授、天日隆彦委員でございます。
- 天日委員 天日でございます。よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 元東京都総務局主席監察員、清宮眞知子委員でございます。
- 清宮委員 よろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 続きまして、第4号、関係行政機関の職員の方々でございます。

東京法務局人権擁護部長、山本憲幸委員でございます。

- 山本委員 山本でございます。よろしくどうぞお願ひします。
- 若年支援課長 豊島区子ども家庭部子ども課長、小澤さおり委員でございます。
- 小澤委員 小澤です。どうぞよろしくお願ひいたします。
- 若年支援課長 警視庁生活安全部少年非行対策官、川西博正委員でございます。
- 川西委員 川西です。よろしくお願ひします。

○若年支援課長 続きまして第5号、東京都の職員でございます。

都民安全推進本部総合推進部長、加藤英典委員でございます。

○加藤（英）委員 加藤です。よろしく申し上げます。

○若年支援課長 福祉保健局児童相談センター次長、新内康丈委員でございます。

○新内委員 よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 教育庁地域教育支援部生涯学習課統括指導主事、高島由紀子委員でございます。

○高島委員 高島でございます。よろしくお願いいたします。

○若年支援課長 続きまして、事務局をご紹介させていただきます。

私、若年支援課長の濱村でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

その他、課長代理、それから審議会担当の職員が同席をさせていただいております。

以上、ご紹介をさせていただきました。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 次に、次第3、「会長の選出」に移りたいと思います。条例第22条第1項に基づきまして、委員の互選によって定めることとなっておりますので、どなたかご推薦をいただければと思います。

○伊藤委員 はい。では、私からご推薦申し上げたいと存じます。

前期も会長職をお務めいただきました清宮委員が、ご経験、また本審議会の在り方や都民生活の在り方に精通しておられますので、ぜひ再度、会長としてご推薦申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 ただ今、清宮委員をご推薦というご提案をいただきましたが、皆さまいかがでしょうか。

（拍手）

○若年支援担当部長 それでは、大変恐縮でございますが、清宮委員、よろしくお願いいたします。

○若年支援担当部長 では、会長からご挨拶をいただくとともに、その後の議事進行をお願いいたします。

○会長 それでは、ただ今、今期の会長職を推薦いただきました清宮でございます。どうぞよろしくお願いいたします。ここからは着席して、一言ご挨拶申し上げたいと思います。

先ほどの本部長からのご挨拶にもございましたが、当審議会は、本日第719回を迎えた

ように大変長い間、これまでの委員の方々の丁寧な調査・審議により、東京の青少年の健全育成に多大な貢献を果たしてまいりました。

会長として至らない点はあるとは存じますが、委員の皆さま方のご協力を得て、自由闊達な意見に基づく、また公平中立な調査・審議を行う審議会として、運営に努めてまいりたいと存じます。どうぞ委員の皆さま、よろしく願いいたします。

それでは、お手元の議事次第に従いまして、次第の4、「会長代理の選出」を行いたいと思います。条例の第22条第3項に基づきまして、会長の私から指名をさせていただきたいと思います。

前期に引き続きまして、天日委員にお願いできればと考えておりますが、天日委員いかがでしょうか。

○天日委員 はい、ではお受けいたします。

○会長 はい。どうもありがとうございます。では、どうぞよろしく願いいたします。

○会長 それでは、会長代理からご挨拶を一言お願いいたします。

○会長代理 天日です。座ってお話しさせていただきます。

前回に引き続いてのご下命ということですので、お受けさせていただきたいと思います。

社会が大きく変わって、難しい状況の中ですけれども、この審議会の運営が、少しでも円滑に進められていけるよう努力してまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○会長 ありがとうございました。

次に、では次第の5、「審議会の運営等に関する事項の確認について」に入りたいと思います。

事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それではご説明をいたします。

本審議会は、「東京都青少年の健全な育成に関する条例」及び「参考資料」2ページに記載してございます「東京都青少年健全育成審議会運営要領」に基づきまして運営を行ってございます。

本日は29期の最初の審議会となりますので、別添の資料「東京都青少年健全育成審議会の運営等」、こちらの資料に基づきまして説明をいたします。

まず「1 定足数及び表決数」でございまして。条例第24条に基づきまして、委員の半

数以上の出席がなければ会議を開くことができないこととなっております。議事につきましては、会長を除く出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによるとされております。各回の出席委員につきましては、会の冒頭で、出席人数及び定足数に達しているか否かのご報告をいたします。

次に、運営要領に基づきます「2 審議会の任務」でございます。

(1) 知事が、図書類、映画等及びがん具類について、青少年を健全に育成する上で有益であると認めるものを推奨するに際して意見を述べることになっております。

次に、(2) 知事が、図書類、映画等、がん具類及び刃物について、青少年の健全な育成を阻害するものとして指定するに際して意見を述べることになっております。

また、(3) 知事が、広告物について、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあると認め、形態または内容の変更その他必要な措置を命ずるに際して、意見を述べることとなっております。

次に、運営要領の3に基づきます「3 審議の方法」でございます。

(1) 図書類でございます。図書類は、委員が審議会において当該図書類を閲覧または観覧し、審議いたします。原則として、審議会当日にこの場でご覧いただいております。ただし、審議会において閲覧または観覧が困難なものにつきましては、審議会開催前に当該図書類を閲覧または観覧し、審議をいたします。

なお、条例第8条第1項第2号、いわゆる新基準に該当し、諮問される図書類につきましては、さきの閲覧または観覧に加え、審議会当日の午前または審議会開催日前に当該図書類を閲覧または観覧できるようにいたします。

さらに、新基準の審議に当たりましては、諮問図書類ごとに設定や描写のあるページ等について整理した資料を作成するなどの対応をいたします。

(2) 映画等につきましては、委員が審議会開催日前に当該映画等を観覧し、審議会において審議することとなっております。

(3) がん具類と(4) 刃物につきましては、審議会当日、実物を見ていただき、審議することとなっております。

(5) 広告物につきましては、審議会において当該広告物の写真を見ていただき、審議することとなっております。

次に、「4 推奨及び指定等に関する基準」でございます。

優良図書類の推奨につきましては、配布いたしました参考資料の 5 ページをご覧くださいと存じます。条例施行規則第 2 条でそれぞれ基準が規定をされてございます。

それから (2) 図書類等の指定基準につきましては、資料の 6 ページ及び 7 ページをご覧くださいと存じます。条例施行規則第 15 条で規定をしております。

条例第 8 条第 1 項第 1 号に定める基準として、著しく性的感情を刺激するもの、甚だしく残虐性を助長するもの、著しく自殺または犯罪を誘発するものの基準が規定されております。

また、第 8 条第 1 項第 2 号の、強姦等の著しく社会規範に反する性交または性交類似行為を著しく不当に賛美し、または誇張するように描写または表現するものの基準が規定されております。なお、当該規定は、平成 22 年の条例改正により新たに設けられたもので、いわゆる「新基準」というものになります。条例改正に際しては、都議会において、「規定の適用に当たっては、作品を創出した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨を酌み取り、慎重に運用すること。また、東京都青少年健全育成審議会の諮問に当たっては、新たな基準を追加した改正条例の趣旨に鑑み、検討時間の確保など適正な運用に努めること。」という付帯決議が付されました。

続きまして、指定がん具類の基準でございます。参考資料でございますが、8 ページをご覧くださいと存じます。条例施行規則第 16 条で規定しております。また、指定刃物の基準につきましても 8 ページにございます条例施行規則第 17 条で規定をしております。

以上が「4 推奨及び指定等に関する基準」でございます。

恐れ入ります、最初にご覧をいただきました審議会運営等の資料にお戻りいただきたいと存じます。資料の 2 ページでございます。

「5 専門委員」でございます。条例第 20 条第 2 項及び運営要領の 4 に規定されております。

現在置かれている専門委員は、条例第 8 条第 1 項第 2 号、先ほど申しましたいわゆる「新基準」に関するものです。専門委員の調査事項は、新基準の付帯決議にある「条例第 8 条第 1 項第 2 号に該当する図書類の、図書類等の作品を創作した者が当該作品に表現した芸術性、社会性、学術性、諧謔的批判性等の趣旨」に関するもので、当該事項を調査し、審議会に出席し、調査結果を報告いたします。

続きまして「6 小委員会」でございます。条例第 24 条の 2 及び運営要領の 7 に規定をされております。

審議会開催直後の時期に販売等されている図書類等につきまして、迅速に不健全な図書類を指定する必要があると認める場合など、アの（ア）、（イ）に該当する場合に設置をいたします。また、イにございますように「前項の場合のほか、新型コロナウイルス等重大な感染症拡大防止の必要から審議会を開催することができない場合」に設置できるものとしてございます。

小委員会は、会長または会長代理及び委員 5 人をもって組織され、原則として順番に指名をしております。

続きまして、会議の公開に関する事項について説明をいたします。恐れ入ります、3 ページに入っております。

「7 会議の公開」でございます。運営要領 5 の（1）に、「審議会は公開で行うものとする。ただし、図書類の指定等、調査及び審議に関わる部分については、審議会の決定により非公開とすることができる」と規定されております。

なお、前期の審議会が審議・調査部分について非公開とした理由を参考までに記載をさせていただきます。

①不健全図書類としての指定が決定する前の段階でその図書類の名前が公開されること等により、出版社に不利益をもたらすおそれ等があること、②出版社等の利害関係者や都民等から直接委員に意見等が寄せられる可能性があるなど、自由な意見陳述が困難になるおそれがある。③非公開にした場合でも、会議の結果はホームページや都民情報ルームにおいて公開され、議論の内容自体に透明性が確保されている。

これによりまして、前期は調査・審議事項を非公開といたしましたところでございます。

次に「8 会議録の公開」でございます。

運営要領 5（2）のとおり、審議会の会議録等は公開するものとします。ただし、東京都情報公開条例第 7 条に規定する非開示情報に該当する箇所は除くこととしております。

具体的には、第 5 号、都の機関内部における審議、検討または協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるものに該当することから、委員のお名前や、これに関連する事項につきましては伏字といたしてございます。

なお、関係行政機関の委員及び都職員の委員は、職務遂行という観点から、氏名等については原則公開としてございます。

次に、会議録等の公開時期でございます。会議録につきまして、審議会終了後およそ1か月後としてございましたが、前期は実際には2か月以上を要してございました。今期につきましては、事務局として早期公開に努め、およそ1か月半後を目途として作業を進めていきたいと存じます。このため、資料において1か月半後と記載をさせていただいております。

以上が、審議会の運営等となります。今期も前期と同様の運営でよろしいか、ご意見等いただければと存じます。

以上です。

○会長 ご説明ありがとうございました。今期の青少年健全育成審議会の運営等についてまとめて説明をしてもらいました。

では、委員の皆さま、何かご意見がございましたらお願いいたします。

○栗下委員 はい。

○会長 では栗下委員、お願いいたします。

○栗下委員 今ありました会議録の公開について、2点提案をさせていただきたいと思っております。

1点目については、会議録の公開の迅速化ということで、今、事務局からも、これまでよりは短縮していくよというご説明があったんですけども、ぜひこれをやっていただきたいと。すみません、私も考えてきたところで、今おっしゃっていただいたものですから、こうやって重なってしまいましたけれども、これまで会議録の公開に当たっては、委員のその議事録の案の確認を取ったりとか、そこら辺の連絡にも時間がかかっていたというふうに聞いております。ですので、これを早めるためには委員の協力というものも必要なんだというふうに思いますけれども、ぜひ新たな工夫も含め、この新しいその期間についてはぜひ実現をいただきたいという提案でございます。

2点目はですね、これも会議録の公開に関することではありますが、今ご説明のあったとおり、この会議録においては、発言者については基本的には伏字になっております。ご説明があったとおり、その一部業界の方々が闊達に意見を述べられるために伏字になっているということについては重々理解をしているところではありますけれども、今、行政

関係者の方々の名前が公開になっているのと同様に、私たち都議会議員4人この審議会におりますけれども、それについても名前を公開してくれないかと、こういうご意見を幾度となくこれまで都民の方々からいただいていたところでございます。

私たち、学識経験者という枠でお選びはいただいておりますけれども、都民の代表という側面も多分にあると思いますので、自分たちが選んだその議員がどういう発言をしているのかというのを知りたいというのは、これは当然理解ができるところであるというふうに思っております。これは私個人の感覚ですけれども、都議会議員として、名前が公開になったからといって、これはその闊達な意見を妨げるものではないと私個人としては感じておりますので、都議会議員については氏名を公開するという考え方もあってはいいのではないかというふうに思いますけれども、ほかの都議会議員の先生方、またほかの委員の方々にも、これは少なからず関わることだというふうに思いますので、ご意見をいただいて、問題がなければぜひお進めをいただけないかというふうに思っております。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。今、2点のご提案をいただいたところですが、ほかの委員の方で。では山委員、お願いいたします。

○山委員 今、委員がおっしゃった議員の名前の公開で、審議内容についての自由な発言をこの場でした後、誰がそれを言ったのかと、その議員の方々がそれを公開して、私は選ばれて公的な役割だからいいんだという考え方もあると思うんです。しかし私は、今度で4期目になるんですが、今まで、私個人はもう業界代表していますんで、名前も伏せようと何しようと言葉内容は知られてしまうんですけども、ただですね、ここで聞いていますと、やはり各団体とか所属されている方々が、上がってくる諮問図書に対して自由な意見を言われてるんですよね。で、そこには対立もあるし、批判もあり、意見を自由に言われてる方々に対して、名前を公表して、公の場でそれを明らかにすることに関しては、それぞれ所属されてる団体とか、いろんなところの考え方があると思うんですね。

そういうことを考えますと、この議事録が A、B、C のようなイニシャルになってきた経緯っていうのがずっとありましてね。今、SNS なんかで非常に批判的な声広がっていく中において、やはりとても注意しなきゃいけない部分があると思うんですね。だから、今委員がおっしゃったような、議員の方々がどうかというようなこともあるんですけども、議員の方も含めた皆さんで話し合う場である以上、それぞれの代表、団体を代表されてる

ような方々の見解もきちっと押さえた上で、それで決めたらいかがでしょうか。

私からは以上です。

○会長 ありがとうございます。ご提案は都議会の委員の方のお話ではございますが、やはりみんなに関わるのではないかというご意見だと思います。それも踏まえながら、皆さんご意見がありましたら、お願いいたします。この件につきまして。いかがですか。

議事録のお名前をどうするかという部分なので、私たち、この委員会の委員にとっても大事な話だと思いますので、ご意見がございましたらご発言いただけると、私としてはありがたいです。

○伊藤委員 はい。

○会長 はい。よろしくお願いいたします。

○伊藤委員 私は、今までどおり非公開が良いのではと思います。理由は先ほども会議の公開の是非について参考として3つの懸念が上がってございましたが、同様の理由で、この審議事項については非公開ということによろしいのではないかと思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。ほかの方はいかがでございましょうか。では、加藤委員、お願いいたします。

○加藤（美）委員 私も山委員のご意見に賛成なんですけれども、実は私も個人ではなくて団体で出ておりますので、ここで都議会議員の先生方のお名前だけを出すということよりも、私たち全体で捉えたほうが良いと思いますので、この名前を出すということに関しましては、今、いろいろな問題が出ておまして、先ほども申し上げましたように SNS もありますし、構わないということよりも、むしろそちらのほうも慎重に考えたいと思いますので、私としてはできれば名前は伏せて出したほうが良いんじゃないかという、例えば名前を出さないからといって、無責任にいろいろなことを発言するわけではなくて、この委員の中でも、先ほど山委員がおっしゃったように、ご意見もいろいろ違いますので、それは忌憚のない意見を皆さん戦わせておりますので、あえてここで名前を公表しなくてもいいんじゃないかということに賛成です。

○会長 ありがとうございます。ほかの皆さん、何かございますか。

○平委員 平でございます。よろしいですか。

○会長 はい、どうぞ。

○平委員 事務局のほうに伺いたいんですけども、今、栗下委員のほうからお話がありましたその話について、何か正式にそういった要望等が出ているのであれば、その文言をちょっとお読みいただければありがたいんですけども。

○会長 では、事務局、何かご説明がありましたらお願いします。

○若年支援課長 このたび都民の申出というか、都民意見といたしまして運営に関する意見書というものが出されてございます。その中で、審議会が公開、議事録に関する部分でございましてけれども、会議録は匿名であり、公開までに時間がかかるということで、審議会が及ぼす影響が大きいにもかかわらず審議が一部非公開で、会議録の発言者が匿名であることは、意思決定に至った背景等の検証が十分に行えず、不適切であると。特に都議会議員の発言については、信託した都民が確認できるよう、氏名が公開されるべきである旨のご意見が都民意見として当審議会に寄せられてはございます。

○会長 ありがとうございます。ご紹介はございましたが、今回のこの私たちが定めるこの公開の要領について、どのようなご意見があるのか、ご発言がありましたらお願いいたします。

いかがでしょうか。私たち第1号から、行政機関の方を除くとそれぞれの分野からご参加されている委員の皆さまですので、それぞれの分野の方で意見を言っておきたいという方がありましたらご発言をお願いいたします。また、ご提案にもありました都議会の委員の皆さまでも、ご意見がございましたらお願いいたします。

はい、では。

○早坂委員 早坂です。この私たち青少年健全育成審議会の委員は100%平等な立場で参加をしてるというふうに思います。従って、議事録に関して、ある方は名前が出て、ある方が名前が出ていないということはアンバランスだというふうに私は思います。言うなれば全員公開にするか全員非公開にするかということが原則論であろうというふうに思います。

私は前期も、この会に委員として参加をさせていただいて、そのときの冒頭にも確かこの同じ議論があったかと思いますが、結果的に、全て公開するか全て非公開かといったときに、両方調整がつかなかったですね、前回。で、結果的に調整がつかないからどうしましょうかということで、前例踏襲ということになったというふうに私は記憶をしております。今回新しくメンバーがなりましたので、私の考えで言えば、全員公開か全員非公開か

ということで、もし意思統一ができるならば、それが一番公平な立場かというふうに思います。

で、今回栗下先生から都議会議員は、議員という立場でとりわけ責任があるだろうということで、私はそれは賛成です。賛成ですが、都議会議員の4人でその私たちの名前を出すか出さないかということを決めるのではなくて、あくまでこれは全体の議論でありますので、その私たち、都議会議員が名前を出すかどうかということに関しても、全体の結論をもって、その他の意思に決定したいというふうに思います。

なお、4人、このメンバーの中で4人がですね、公開になることは私は賛成でありますけれども、とはいえ、そうするとまた非公開の方が狭まるということになります。結果的に人数が少なくなれば、で、欠席者もいるとなればですね、物理的にあの人だというふうに分かってしまうということで、非公開と言っても非公開ではなくなってしまうのかなという感じもちょっと邪推をいたします。ちょっと今は余計なことでありましたけれども、いずれにしても委員の立場は全員公平で、だと思しますので、全員公開、もしくは全員非公開ということが本来あるべき姿だと私は考えます。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございました。では、はい。のがみ委員、お願いいたします。

○のがみ委員 はい。私たちも都議会議員として、選ばれた代表としてこの場に来ておりますので、責任を持って発言をしてることは確かです。で、結構自由闊達な表現をしております。その中でも不健全凶書指定に関しては、非常に言葉がですね、きれいな表現ではないことが多いので、何ていうのかしら、この議事録に載ったときに、こういう発言を私とか誰かがやってるということが、本当は分からないほうがいいのかというふうに思っております。

審議する内容が内容ですので、もっと違う内容だったらきれいな言葉で表現できるんですけども、そういう意味では私は公開しないほうがいいのかというふうに思っております。

○会長 はい。ありがとうございます。ほかには。では、宮原委員。

○宮原委員 私、消費者の立場で、お母さんの立場でお話してるんですけども、前に、五、六年前かな、やっぱり中傷みたいなものがあって、すごく個人攻撃までになったんですね。だからやっぱり、私は自由に話したいと思うんで、非公開でお願いしたいと思います。

○会長 はい。ありがとうございます。

○平委員 よろしいですか。

○会長 では。

○平委員 平でございます。その栗下委員のおっしゃることも、もちろん理解はしております。まさにそういった SNS のほうでそういった議論もあるというふうに先ほど別の委員からの話もございました。そういった意味で言うと、やっぱり世論というものには重きを置かなければならないのかなというふうには思っております。

しかし、この審議会の委員のメンバーとして、その区分が第1号から5号というふうにありますけれども、都議会議員というのは第3号の学識経験を有する者の8名の中に4名入っているわけでありまして。都議会議員として第6号、都議会議員だとかそういった場合だったら分かるんですけれども、学識経験を有する者の中に入っているということで、都議会議員を独立して考えるというのはまた別の議論になってくるのかなというふうにも思います。

しかし、先ほど申し上げたように、やっぱり世論にも重きを置かないといけないという面においては、こういった議論、これからもまた上がってくるかと思っておりますので、この意見としては真摯に受け止めたいというふうに思います。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。

○栗下委員 よろしいですか。

○会長 ではどうぞ。

○栗下委員 すみません。私の提案にさまざまご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。もともと、少なくとも都議会議員の方にご賛同いただかない限りは全てですね、これはもちろんその他の委員の方々もですけれども、実現し得ない話だというふうに私も認識しておりますので、ご意見を頂戴したというふうなことにしたい。これ以上やってもですね、たぶん時間の無駄遣いになるかなというふうに思っておりますので。

ただ、一方で、その先ほど課長のほうからですね、ご説明あったその通知の中にも、やはり可能な限りの情報公開はしていくべきであるということはずね、載っておりますので、今後の課題として捉えてですね、引き続きまた議論がしていけたらというふうに思っております。すみません。時間をいただきましてありがとうございました。

○会長 はい。ありがとうございました。では。

○井門委員 初めて参加いたしますが、あくまでも決定事項というのはこの審議会の会の決定事項だと思いますので、個人が何を言ったかというよりも、この審議会の最終的な意見が大事だと思います。ですから個人の意見を聞きたいというのは何か特定の考えがあるのかもしれませんが、決定事項というのはあくまで審議会としての決定事項なので、個人の意見というのを聞きたいということが、私にはよく分かりません。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。だいたい皆さまのご意見をいただいたところで、これまでどおりの仕方がおおむねの皆さまの意見であり、都議会議員の方だけ別で考えるというのは、やはり当審議会としては全員で審議する委員会ですので、みんなとして、どう合意できるかを考えていこうというのが大方のご意見だと思いました。栗下委員からご提案をいただき、それぞれのご意見が伺えて、今後みんなで少し認識しようというところで、これまでどおりの運営要領で皆さまのご総意がまとまれば、私会長としては、多数決とかではなく、全員の総意で今期の審議会の運営を決めさせていただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

そうしましたら、今日、先ほど事務局が示しました審議会の運営等と、10月12日付になってございますが、これに基づいて今期の運営については行っていくということをご確認いただくということでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

では、ありがとうございます。では、お時間はいただきましたが、貴重な意見の交換ができたと思います。

それではもう一度まとめますけれども、会議の公開については、今期についても調査及び審議事項に係る部分については、審議会の決定により非公開といたします。また、会議録の公開についても前期と同じような形で行っていくということにいたします。

その他の部分についても、運営要領、特にご意見がなければこれで決めさせていただきます。

(「はい」の声あり)

それでは、続きまして議事の6、条例に基づく事務の施行経過の説明について、事務局、お願いいたします。

○若年支援課長 はい。それでは条例に基づく事務の施行経過等につきまして説明をいたします。

本日、変更になった委員の方もいらっしゃいますので、少し丁寧に説明をさせていただきます。

「第 719 回東京都青少年健全育成審議会次第」と記載をいたしました資料の 1 ページをお開きいただきたいと存じます。

前回の審議会以降の 9 月 7 日から 10 月 12 日までに実施いたしました本審議会事務局の動きを取りまとめたものでございます。

不健全図書類の指定につきましては、前回審議会のご意見を踏まえまして、2 誌を答申どおり指定図書類とすることに決定をいたしました。9 月 10 日にプレス発表を行い、店舗等への通知を行い、9 月 11 日に告示をいたしました。

次に、ネット、ケータイ等の悪影響から青少年を守るため、各ご家庭でのルール作りを支援いたします「ファミリールール講座」につきまして、158 回開催いたしました。それぞれ学校等で実施いたしております。

次に、不健全図書として指定した指定図書類や、成人マーク付きのいわゆる表示図書類といわれるものの販売状況の確認調査を行う東京都青少年健全育成協力員の活動状況及び都職員による店舗への立入調査を行いました。この活動状況は後ほどご説明いたしたいと存じます。

次に、本審議会に先立ちまして、10 月 7 日に出版業界自主規制団体との打合せ会を実施いたしました。

不健全図書類は、審議会に諮問する前に、選定した図書類等について自主規制団体からの意見聴取を行い、意見を踏まえ、事務局にて検討いたしまして、本審議会に諮問をさせていただきます。

意見聴取の内容は、自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、調査・審議事項の資料に添付してございますので、後ほどご確認ください。

次に、2 ページから、過去 1 年間の不健全図書類の指定実績を、3 ページには過去 1 年間の優良映画の推奨実績を載せてございます。

不健全図書類につきましては、過去 1 年間以内に不健全指定を 6 回受けた場合に、業者に対し勧告をする制度がございます。累回指定による勧告の対象社は今月もございません。

続きまして、4 ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは都が委嘱しております東京都青少年健全育成協力員の方々のご活動の 9 月分の実施状況でございます。

不健全図書として指定された図書類につきましては、店舗側で図書類を包装し、仕切り板を付けるなどして他の図書類と明確に区分して陳列するとともに、青少年への販売等を制限する掲示、例えば 18 歳未満の人はこの棚の雑誌を購入、閲覧できませんといった掲示をすることが条例で定められています。また、成人マークというのが表紙の右肩に丸く付いている、いわゆる表示図書類につきましても区分陳列等するよう努めなければならないことになってございます。

そこで、東京都では、地域で青少年健全育成活動や非行犯罪防止活動に取り組まれている方々を区市町村や警視庁から推薦いただきまして、その方々を青少年健全育成協力員として委嘱し、各店舗で条例に基づいた販売などが適切に行われているかどうかの確認をしていただいております。各協力員は、店舗等で販売状況を確認し、東京都に報告書を提出いただいております。

令和 2 年 9 月までに委嘱をしております協力員は 656 名おりました、9 月の活動者数は 46 名でございます。調査店舗数は 236 店舗を調査いたしました。

確認する図書類の種類は 3 種類でございます。

先ほどもご説明いたしましたが、指定図書類というのは不健全図書類と指定されました図書類のことをいいます。

2 つ目の表示図書類というのは、図書類に成人向けなどの成人マークが付いた図書類のことでございます。

類似図書類といいますのは、指定図書類や表示図書類以外の図書類で、青い半透明のシールで止めることで青少年が容易に閲覧できない措置をしているものでございます。一般的にこれを「小口シール止め誌」と呼んでございます。従前はコンビニの成人向けコーナーで販売されておりましたけれども、大手コンビニエンスストアが取り扱いを終了するなど、現在都内コンビニではほぼ見られない状況にはなっております。この「小口シール止め誌」を指しまして類似図書類という言い方をしております。

以上、指定図書類、表示図書類、類似図書類という分けをして、この 3 種類の図書類につきまして協力員が調査をした結果を表に示したものでございます。

調査店舗数は 236 店舗ございましたが、そのうち不健全指定図書類を販売している店舗はございませんでした。

表示図書類を販売している店舗では、1 店舗で区分陳列が適切になされておられませんで

した。

類似図書類につきましては、1店舗で青少年が手に取れないような配慮がなされておりませんでした。青少年への販売等を制限する制限掲示がなかった店舗が1店舗ございました。

この調査結果を受けまして問題がある店舗につきましては職員による立入調査を行います。

なお、指定図書類の区分陳列等の違反は罰則付きになってございます。そのため、適切に販売されていない状況を確認した場合は、協力員は都に通報等して、都の職員が立入調査を実施することになってございます。

その実施状況が一番下の表でございしますが、「不健全指定図書類に関する通報等に基づく立入調査状況」でございします。こちらにつきましては今月はございませんでした。

以上が、協力員の活動報告となります。

続きまして、5ページをご覧いただきたいと存じます。都の職員による書店等への立入調査及びカラオケボックス等への実態調査の結果を記載してございます。書店等や映像ソフト・ゲームソフトの立入調査では、協力員と同様に、指定図書類等が正しく販売されているかどうかの確認をいたします。

また、青少年からの買受を制限している古本屋などの古物商が、年齢確認などを行っているのかといった確認調査を、古本屋等では区分陳列の確認とともに実施をしてございます。また、職員の立入調査では、このほかにも条例で午後11時以降の深夜に青少年を施設に立ち入らせてはならないと定められている条文がございします。この対象となつてございしますカラオケボックス等につきまして、深夜に青少年を施設に立ち入らせないように、立入制限の掲示や年齢の確認をしているのか、また、ネットカフェでは、青少年がインターネット上の有害な情報を閲覧できないようにアクセス制限をするフィルタリングをすることといったことがなされているのかといった実態の調査をしてございます。そちらの調査結果をまとめたものでございます。

それぞれ報告をさせていただきます。

この1番目の表でございします。書店等への立入調査では、指定図書類の取り扱いが不適切であった店舗が1店舗ございました。表示図書類、類似図書類につきましては販売している店舗はございませんでした。

2番目の表でございます。映像ソフト・ゲームソフト専門店等への立入調査についての表でございますが、今回は実施をいたしませんでした。

3番目の表ではカラオケボックス、まんが喫茶等への実態調査につきましての表でございます。カラオケボックスで青少年制限掲示がない店舗が1店舗ございました。

4番目、古物商への立入調査でございます。1店舗調査を行ったところ、青少年からの古物の買受等を行っている店舗はございませんでした。

それぞれ問題がございました店舗につきましては、その場での是正措置を含め、条例を遵守するよう指導をいたしてございます。

続きまして6ページをご覧いただきたいと存じます。こちらは雑誌、ビデオ類等の自動販売機に義務付けられております届出等の施行状況でございます。図書類などを販売する自動販売機等を設置するときには、各自動販売機ごとに管理者を定めて届出をしなければならないということになってございます。

①は、9月末現在の区市町村別届出台数の一覧でございます。設置箇所数は9カ所、設置台数は33台で、前月からの増減はございません。また、自動販売機の立入調査につきましては、今回は実施をいたしませんでした。

条例に基づく事務の施行結果については以上でございます。

○会長 はい。説明をありがとうございました。では、ただ今の説明につきましてご質問等がございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それではご質問がございませんので、調査・審議事項に移りたいと思います。

本日は、不健全図書類の指定及び優良映画の推奨についての諮問でございます。

先ほど、今期につきましても調査・審議事項は非公開とすることといたしましたので、委員、事務局職員以外の方は、この段階でご退出をお願いいたします。

(報道・傍聴人退室)

○会長 それでは再開いたします。本日の諮問図書及び資料について、事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、本日の諮問事項についてご説明をいたします。お手元の資料のうち、「調査・審議事項」と書かれてございます資料に沿いまして説明をさせていただきます。

計2誌の不健全図書類の指定についての諮問でございます。

「調査・審議事項」と記載されております資料の表紙をおめくりいただきまして、1ページをご覧いただきたいと存じます。諮問第1145号でございます。

2ページをご覧いただきたいと存じます。諮問図書類及び指定基準該当箇所一覧でございます。こちらに記載されました図書類は、令和2年8月25日から令和2年9月29日までの間に都内のコンビニ・書店等で青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものから購入いたしました計105誌のうちから、8ページ、9ページに記載してございます条例施行規則第15条の指定基準に基づきまして指定図書類の候補として選定をしたものでございます。

番号1が「GUSH COMICS『ミッドナイト・スパイシー・セックス』」、令和2年9月20日付で、株式会社海王社より発行されております。過去1年間の指定はございません。番号2が、「DAITO COMICSBLシリーズ『義弟の渴望 兄の俺を玩具でイかせて』」、令和2年10月5日付で株式会社秋水社より発行されております。過去1年間の指定は1回です。

該当箇所につきましては、いずれも全編大部分でございます。

該当指定基準は、いずれも施行規則第15条第1項第1号イ・ロ、著しく性的感情を刺激し、青少年の健全な成長を阻害するおそれがあるものでございます。

購入場所は、いずれも書店でございます。

本審議会の諮問に先立ちまして、9月2日に自主規制団体から意見を聴取して、3ページから4ページに取りまとめてございます。

また、先ほど事務の施行経過にてご説明いたしました「自主規制団体からの意見聴取」につきまして、改めてご説明を申し上げます。

まず、条例の第18条の2、第2項におきまして、「知事は、前項の規定により、東京都青少年健全育成審議会の意見を聴くときは、第7条から第7条の3までに規定する自主規制を行っている団体があるときは、必要に応じ、当該団体の意見を聴かなければならない」という規定があり、これに基づきまして打合せ会を行ってございます。現在、8団体、18名の方から意見を伺っております。

これは、業界の関係者からの意見を聞く会を設けることによって、慎重な指定手続きを踏むためであると同時に、話し合いの機会を持つことによって、業界の自主規制が一層促進されることを期待しているためでございます。

原則、審議会の前の週の水曜日に意見聴取を行いまして、その結果を条例第 18 条の 2、第 2 項に規定する自主規制団体からの聞き取り結果としてまとめ、当審議会において報告をさせていただきます。

なお、自主規制団体のご意見を踏まえまして、審議会に諮問するか否か、事務局にて判断を行い、審議会において答申の参考にさせていただくというものでございます。特段拘束されるというものではございませんけれども、専門家の意見として参考にさせていただくものでございます。

恐れ入ります、3 ページをご覧くださいと存じます。

当日は 15 名の方が出席をされました。

番号 1、「GUSH COMICS『ミッドナイト・スパイシー・セックス』」でございます。

自主規制団体のご意見としましては「指定やむなし」の意見が 9 名でございます。その主な内容でございますが、「男性器の消しが帯のみで、拘束や器具の使用、窒息プレイ、強要といった人格否定と見られる描写がある。該当やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は 2 名で、その主な内容は、「性器もある程度修整されており、レイプシーンがあるものの著しい人格否定とまではいかず、指定該当とは必ずしも言えないと考える。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 3 名、関連会社のため意見表明なしの方が 1 名おられました。

4 ページをご覧くださいと存じます。

番号 2、「DAITO COMICSBL シリーズ『義弟の渴望 兄の俺を玩具でイかせて』」です。

自主規制団体のご意見としましては、「指定やむなし」の意見が 10 名です。その主な内容は、「性器の消しはしっかりしているが形が分かる。強要、器具、拘束、監禁シーンなど、人格否定の要素があり、そのシーンも多い。また、登場人物が未成年であることが分かる。指定やむなし。」などでございます。

「指定非該当」の方は 3 名で、その主な内容は、「性器及び結合部の修整は確実に加えられている。擬音、体液描写は多い印象。最終的には受け入れているように思えるが、冒頭の部分は義弟が強制的に性行為に及んでいるように受け取れる。絵やストーリーがコミカルであり、卑わい感は感じられない。指定非該当」などでございます。なお、保留の方が 1 名、関連会社のため意見表明なしの方が 1 名おられました。

説明は以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。ただ今の事務局からの説明について、ご質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。それでは調査に入っていただきたくよろしく申し上げます。

(図書審査)

○会長 委員の皆さま、そろそろいかがでしょうか。

では、図書を皆さまご覧いただけたようですので、ご意見をお伺いしてまいります。

2冊について、諮問の第1誌と第2誌の両方を、ご評価をいただきたいと思います。よろしく申し上げます。

では、G委員からお願いいたします。

○G委員 はい。私は2誌とも指定該当と思います。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございました。それでは次に、A委員、お願いいたします。

○A委員 『ミッドナイト・スパイシー・セックス』のほうはですね、本当に強制的で暴力的な描写で、器具の使用、ナイフ等を使いまして、もう本当に人格否定が強過ぎますね。とても擬音とか体液とか露骨な感じがものすごく強いので、指定該当やむなしと思います。

○会長 もう一誌のほうはいかがでしょうか。

○A委員 『義弟の渴望』もですね、擬音や体液の描写が極端に多いですし、暴力的な描写も多くありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。では次に、川西委員、お願いいたします。

○川西委員 はい、2冊とも、全般的に性行為のシーンが多くて、擬音、あと体液表現が多く、性交が非常にリアルで卑わいに感じることから、指定該当でお願いしたいと思います。以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、C委員、お願いします。

○C委員 はい。私も2誌とも指定該当でお願いいたします。最初の『ミッドナイト・スパイシー・セックス』は、なんか絵がきれいで読みやすいなと思いましたが、内容が器具とかナイフとか、人格否定と、それから無理やり性行為を強要するところなどがあり、あと性器の修整の甘さもあります。

それからもう1誌は、ちょっと絵がごちゃごちゃしてる感じがしましたが、擬音とか体液もあり、器具を使ったり、拘束をしてるところ、それから血がつながってないん

だけれども、義兄弟という近親相姦も想起させるシーンとかあるので、指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、H委員、お願いします。

○H委員 はい。私も2誌とも指定該当でお願いします。最初のほうの『ミッドナイト・スパイシー・セックス』は、性器の消しが非常に甘いということ、それからいろんな器具とか、あと強要ですね、そういった人格否定的な表現が見られます。それから『義弟の渴望』も、性交描写や体液描写が多いこと。それから特に暴力的なシーンも多いので、やはり人格否定につながる要素が多いのではないかと思いますので、指定該当が妥当だと思います。

以上です。

○会長 はい。ではF委員、お願いします。

○F委員 はい。結論的には2誌とも該当でお願いします。1誌目は、まず性器の消しが非常に甘いという点と、やはり性交描写が多い上に、拘束、器具の使用などの人格否定的な描写が多いという点、それと、2誌目は、性器の消しは非常にしっかりしているということなんですけども、それでも性交描写は非常に多いのと、1誌目と同じように拘束、監禁などのシーンが多く、人格否定的な要素があるということで、指定でお願いします。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、小澤委員、お願いします。

○小澤委員 はい。両誌とも指定該当でお願いしたいと思ってます。両作品とも強要といった人格否定が強く見られるため、指定該当と思います。

以上です。

○会長 それでは次に、加藤英典委員、お願いいたします。

○加藤（英）委員 はい。2誌とも指定該当でお願いいたします。どちらも人格否定と思われる箇所が多いことと、あとは性器のぼかしが甘いということ、それから器具を使ってという場面が多過ぎますので、2誌とも指定該当でお願いします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、E委員、お願いします。

○E委員 はい。2誌とも成人向けの図書だと思いますので、区分陳列をお願いすべきだと思います。なお、初回なので少しコメントをさせていただきたいんですけども、この私たちがやっております青少年健全育成審議会のこの図書指定がですね、表現の自由に関わ

り合いがあるんじゃないかということで、慎重にするようにということで、過日要請を受けました。このことに関して私の意見を述べたいというふうに思います。

表現の自由を大切にすることは、憲法上にも定められたとっても大事なことであります。ただ、この図書を売ってはいけないということではなくて、あくまで成人向けの図書として区分陳列をするということであって、販売を禁止する話ではありませんので、表現の自由に抵触することはないというふうに私は考えます。

もう1つ、社会として、露骨なポルノ、あるいは暴力的なポルノのようなものが簡単に青少年の目に入る、手に入るという状況が、社会として好ましいとは思いませんし、また青少年の健全な育成に関して、私は不利益があるというふうに思いますので、この審議会がやっておることには十分社会的な意義があって、かつ表現の自由に関する件で抵触することはないというふうに考えています。

で、その方がおっしゃっていたのは、これを指定されてしまうと、例えばインターネット通信販売のA社のようなものではもう買えなくなってしまうんだというふうなお話をなさいました。で、私が純粹に質問したんですが、インターネット通信販売のA社で、例えばアルコールは買えるんですね。お酒ですね。だから成人向けのカテゴリーにこの本が移行したらいいんじゃないですかって、そういうふうになれば買えるんじゃないですかというふうに申し上げたら、その方がおっしゃるには、インターネット通信販売のA社はそれをもう面倒くさがって、これが指定されちゃうとインターネット通信販売のA社では一切取り扱いをしなくなるんだということをおっしゃっていました。

そういうものなのかなというふうに思いましたけども、それは私ども審議会の仕事ではなくて、インターネット通信販売のA社にお願いをして、成人向けということで売ってくれということをお願いをすべき話であって、私たちはそれに関しては、そうなのかなと思いますけれども、関知はできない話だと思いますので、そのようなお返事をいたしました。

初回、期の初回につき、私の意見を申し述べさせていただきました。ありがとうございました。

○会長 ありがとうございます。では次に、K委員、お願いします。

○K委員 はい。「打合せ会」でも9名、10名という方が、これはもう諮問図書、要するに区分陳列の対象だというふうに考えられている。

未成年に、やっぱりこれが、いけないなと思う要素としては、一つは人格否定なんです

ね。無理やりに相手を押さえ付けて、それから器具で締め上げるとか、犬みたいにこう首輪を掛けるみたいなものとかですね。それからもう一つは性器具を使うということ。大人の世界は縛ったり性器具を使うコミックはたくさんあるし、写真もあるし、いろいろなものはあるんですけど、それは成人雑誌であって、未成年に対してそういうものを出すっていうのはまずいと思います。

さらには性交渉、襲うシーンそのものがやっぱりしつこく描かれてるところがあるんですね。今回のこの2冊はそれほどエロチックには感じないんですけども、表現がやはりしつこい部分がかかなりありますので、やっぱりどうしても青少年が手に取るのはいかがなものかというふうに考えます。2誌とも区分陳列をお願いしたいと思います。

先ほどE委員がおっしゃったような意味で言いますと、表現の自由というのには必ず責任が伴うということですね。欧米ではですね、幼児とか子どもと性行為をするようなコミックをもし持ってたなら、それで逮捕されるんですね。ポルノを解禁してる国でも、子供や未成年とのセックスには非常に厳しいんです。それはなぜかという、当たり前ですよ。性が何かまだわからないのに無理やり道具として扱って、快楽の対象として扱う場合はまずいと、これは日本ではポルノは解禁されてないんですけども、ちょっと甘いですよ。

だから成人図書でご覧になった方もいらっしゃると思うんですけども、保育園児とか幼稚園児を無理やり犯すものがカラーで堂々と出されています。しかし、それは成人図書としてしか出てません。ただそれをですね、成人図書としても出していいのかっていう論争を私はいつもやってるんですね。やっぱりまずいんじゃないかと、これは。

しかし一方では、表現の自由を巡っては、ある県ではもう、週刊誌なんかを置かないでくれという要請があったりするんですね。ですから、どんどんどんどん広がっていくと、子供に、青少年に何かがあるからと表現が狭まって、その解釈によってますます狭くなっていくという時代が来てるんじゃないかと思うと、ちょっと心配はしております。

ちょっと長くなりました。

○会長 ありがとうございます。それでは次、D委員、お願いします。

○D委員 結論から言いますと、2冊とも指定該当でお願いします。1冊目につきましては、第1に性器の消しがかなり甘いというのがまず引っ掛かると思います。2冊目につきましては、器具の使用っていうのが目に付きますので、これも指定該当でお願いしたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、B委員、お願いします。

○B委員 はい。結論から言うと、2冊とも指定該当でお願いします。先ほどから、皆さんが言われてるように、『ミッドナイト・スパイシー・セックス』のほうは、やはり性器の消しが非常に甘いので、指定該当でお願いします。もう一つの『義弟の渴望』も、両方ともそうなんですけども、縛る等ですね、そういった拘束する場面がありますので、同じく指定該当でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次が、新内委員。

○新内委員 2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。どちらも性行為の描写が多いということと、強制的な描写が見受けられるというところから、該当と思いました。

以上です。

○会長 次に、山本委員、お願いします。

○山本委員 両誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目については、強制的、暴力的な描写のほか、人格否定的な内容が含まれてるということで、指定該当相当と考えます。2誌目については、これについても強制的な性交のほか、暴力的な描写が多く含まれておりますので、指定該当と考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、高島委員、お願いします。

○高島委員 はい。2誌とも指定該当でお願いしたいと思います。1誌目は、性器の消しが甘過ぎるということと、非常に暴力的で、人格否定的な内容だと思います。2誌目につきましても、非常に暴力的で、人格否定の要素があり、この対象の2人が未成年ということが想定されるのも非常に問題だと考えました。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、I委員。

○I委員 はい。2誌とも区分陳列をすべきだと思います。青少年の健全な育成を図る上で阻害するおそれがある描写だというふうに強く感じました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、J委員、お願いします。

○J委員 1誌目は、器具を使用しての人格否定的な性行為、性描写が見られるということ、男性器の修整が非常に甘いということで、指定該当でお願いします。2誌目も、ロープを使用しての拘束、人格否定的性描写があるということと、擬音、体液は激しい描写がありますので、指定該当でお願いいたします。

○会長 はい。ありがとうございます。次に最後、会長代理。

○会長代理 はい。2誌とも指定該当でお願いします。1誌目は、性器の修整が弱いということと、やはり人格否定の問題があると思います。2誌目も、人格否定の問題があると思いますので、2誌とも指定でお願いいたします。

○会長 ありがとうございます。

それでは最後に私ですが、私も指定該当でお願いをしたいと思います。1誌目は、器具による拘束や強要の人格否定的なシーンが多いこと、また2誌目については、性的描写がかなり激しく描かれている箇所が何カ所か見られると思いました。よろしくお願いいたします。

それでは、委員の皆さま、今日は全員ご参加で、私を含めて19人のご参加でございますが、全員、2誌とも指定該当でということですので、それで答申をさせていただきたいと思えます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは議事を進めさせていただきます。優良映画の推奨について事務局から説明をお願いいたします。

○若年支援課長 それでは、優良映画の推奨についてご説明いたします。

資料でございますけれども、12ページをご覧くださいと存じます。優良映画等の推奨に関する条例等を記載してございます。条例施行規則の第2条1号から6号のいずれかに該当するものであると、推奨することとなります。

13ページをご覧くださいと存じます。諮問第1144号でございます。

今回は1作品を諮問いたします。

作品名は『家なき子 希望の歌声』、制作社名は記載のとおり、令和2年11月20日からYEBISU GARDEN CINEMAほかでの、公開を予定してございます。

申請内容でございますが、15ページをご覧くださいと存じます。「対象区分」といたしまして小学生高学年以上、「推奨にふさわしい理由」は記載のとおり、また「青少年

の健全な育成に有益とする」該当項目としては、第1号「青少年の社会に対する良識と倫理観を育てるもの」、第3号「青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるもの」、第4号「青少年の美しいものに対する感性を磨き、育てるもの」及び第6号「そのほか青少年の健全な心身の成長に資するもの」という申請内容でございます。

16 ページをご覧いただきたいと存じます。事務局といたしましては、条例施行規則第2条の推奨基準に照らしまして、16 ページ下段にございますとおり、該当項目は第1号、第3号、第4号及び第6号、対象は小学生高学年以上といたしました。

以上でございます。

○会長 はい。ありがとうございます。ただ今の説明について、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、条例施行規則に基づき青少年に優良な映画としての推奨に賛成なのか、反対なのか、また、対象区分についても併せて評価をお聞かせいただきたいと思います。

それでは、G委員からお願いいたします。

○G委員 はい。私は推奨に賛成です。私的な財産をなげうって、孤児院までつくられたということで、この映画を見られた全ての方が感動されるのではないかと思います。また、フランスの自然、庶民と貴族の差といったようなこと等も、子供たちにとって刺激的なところではないかなと思いますので、推奨したいと思います。対象区分も、小学校高学年から結構でございます。

以上でございます。

○会長 では次に、A委員、お願いいたします。

○A委員 この映画、本当に子どもの頃、よく絵本で読んだか読んであげたのか、懐かしく見ました。

それで、南フランスの農村の風景がとても素晴らしかったと思います。南フランスの農村で、少年レミが芸人に売り飛ばされたり、情の深い親方に歌の才能を見いだされて、犬と猿と家族のように旅をします。ここで、この場面では、人を慈しみ、大切にすることを心や信じ合う心の大切さなどを場面を通して感じると思います。さまざまな出会いとか大きな可能性がある、と、旅を選んだ親方とレミは、波乱万丈の冒険に向かうこととなります。これはやっぱり青少年に勇気を与えるのではないかと思います。そして、晩年のレミは私財をなげうって、社会貢献とか孤児院をつくりまして、福祉の精神が描かれていると思

ます。推奨でお願いいたします。

○会長 事務局案の年齢区分でよろしいですね。

○A委員 はい、事務局案でいいと思います。

○会長 はい、分かりました。では次に、川西委員、お願いいたします。

○川西委員 私も推奨でお願いしたいと思います。この映画全般に目頭が熱くなるシーンが多々あって、非常に吸い込まれるような感じでした。人を慈しみ大切に育てる心を育て、倫理観や教養を深めていくことに役立つ作品だと思います。対象年齢は事務局案でいいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、C委員、お願いします。

○C委員 私も対象区分も、それから該当項目も、事務局案に賛成でございます。非常に感動的な映画でした。このマロム、レミを演じた少年なんですけども、400人から選ばれたというだけあって、非常に歌が、歌声がすごくきれいで、あと犬と猿の演技がすごいまいなと思って感心しました。本当にこれは子供たちに見せたい映画です。推奨します。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、加藤英典委員、お願いします。

○加藤（英）委員 はい。私も推奨に賛成いたします。本当に数々の困難を乗り越えて、努力を重ねていくそういう姿、これがやはり青少年に勇気を与えることが期待できるというふうに考えております。推奨の基準の該当、それから対象区分についても事務局の案のとおりでよろしいかと思っております。

以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、F委員、お願いします。

○F委員 はい。私も推奨に賛成です。「家なき子」は児童文学の大作で、ストーリーは、われわれの子ども頃はよく読まれてたんで、よく知っていると。最近この手の童話、児童文学がどのくらい読まれてるのかっていうのはちょっと分かりませんが、内容的、ストーリー的には全然古さを感じませんし、今に通じる話だと思います。私は吹き替えで見たんですけども、非常に吹き替えもうまかったと思いましたし、むしろ吹き替えで見たほうが子供たちには見やすいのかなというふうに思いました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。区分は事務局案でよろしいですか。

○F委員 はい。小学生高学年以上です。

○会長 はい。ありがとうございます。次に、小澤委員、お願いします。

○小澤委員 申し訳ございません。視聴できませんでした。

○会長 はい。分かりました。それでは次に、H委員、お願いします。

○H委員 はい。やはり泣きました。泣きました。血のつながらない人たちの関わりでも、やっぱりこういうような気持が育っていけるんだなということを痛切に感じましたし、そのような方たちと関わったことで、彼が財力がある身になっても、孤児、恵まれない子供たちを慈しみ、育てていこうという気持ちになったことが、やっぱり子供たちに見せてあげたいと思いました。最後に、あ、やっぱりこの人と、という感じで、背中向けてましたけれども、足の悪い方と一緒にになったという、あそこがすごい感動的でしたので、久々に思い出しました。対象も小学生高学年からでよろしいと思います。ぜひ推奨でお願いいたします。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、E委員、お願いします。

○E委員 はい。名作というのはやっぱり圧倒的な力があるから、こう歴史に残る名作になるんだなというふうに感じました。推奨に賛成をして、対象区分は小学校高学年からにすべきだと考えます。私が一番いいなと感じたのはですね、足の悪いお嬢さんの執事になりますかと言ったときに、それを断ったというのが本当にすごいことだなどと、この主人公である少年の力を見くびるなといったところが私はとても励まされました。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、K委員、お願いいたします。

○K委員 はい。私も大変感動しました。こういう運命に生まれてくるということの自分とくらべて、やっぱり自分はどういう運命の中で今生きてるんだらうかということのを照らし合わせて考えたり、見たりできるところが、小学校高学年、中学校、高校生と、この該当項目第1号、第3号、第4号、第6号というところ、これはもうそのとおりだと思いますので、ぜひ推奨でお願いしたいと思います。

○会長 ありがとうございます。次に、D委員、お願いします。

○D委員 はい。対象区分もそのまま、推奨に賛成です。レミがさまざまな方々との出会いを通じて成長していく姿、青少年にもぜひ見ていただきたいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、B委員。

○B委員 はい。区分も、推奨も、事務局案でお願いしたいと思います。先日見たばかりなんですけども、対象区分は小学生高学年からではないと理解ができないかなと思います。非常に思いやりのある少年が育った中で、そういう思いやりのある、先ほど言われたイギリスの女性の方でもやはり思いやりがあって、青少年の心を育む、非常にいい映画だと思いますので、ぜひ推奨をお願いします。

○会長 ありがとうございます。次に、新内委員、お願いします。

○新内委員 推奨に賛成をいたします。さまざまな場面を通じて周囲から助けられ、また自分も助けたり、いろんな場面を通じて成長していく姿っていうのがいいなというふうに感じました。対象年齢もご提案のとおりでいいと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、山本委員、お願いします。

○山本委員 はい。私も推奨でお願いしたいと思います。冒頭、人身売買の場面があって多少驚いたんですけども、これも原作を忠実に映画化しているといったところで、納得できるものかなというふうに感じております。この映画を通じて、人の絆の美しさといったところが非常によく分かるほか、この風景だとか、また親方がレミに買い与えたこの衣服ですね、このおしゃれな服も、非常に感動いたしました。私も小さいときこういう服を着たかったなというふうにうらやましく思ったところがございます。対象区分も、あと該当項目も、事務局案どおりと考えます。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、高島委員、お願いします。

○高島委員 はい。ぜひ推奨していただきたいと思います。本当に心が洗われるような映画でした。対象区分と該当項目につきましては、このとおりでお願いしたいと思います。

少しだけ補足させていただきたいんですが、3番につきましては、やはり命の大切さ、人間だけではなくて、一緒に旅をする犬や猿についても必死で助けようとする姿が本当に感動的でした。それから、4番につきましては、美しさもさることながら、音楽というも

のが非常に大きな力を持つというのを全編を通して感じることはできないのではないかと思います。そして、6番に関しましては、やはり何人かの方もお話されてましたが、やっぱりレミのその音楽の才能を親方が見抜いて育てていくということ、それからレミ自身も自分のその特性に気付いて努力をしていくこと、そういう意味では、自分のいいところを伸ばして自分の人生を豊かなものにしていくというのも伝わるのではないかと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。次に、I委員、お願いします。

○I委員 はい。こちらにも記入されておりますけれども、条例施行の規則第2条の第3号、青少年の人を慈しみ、大切にすることを育てるものであるというのにまさに該当するなというふうに思いました。映像ものどかで、風景も大変きれいでしたし、またその主人公においては、恵まれない環境の中でも優しい心を持ってですね、困難に立ち向かうという、こういった境遇にいらっしゃる方が見たら、勇気を与えるんじゃないかなというふうにも思いました。よって、優良映画に推奨をしていただきたいと思います。また、対象区分におきましても案に同意いたします。

以上でございます。

○会長 ありがとうございます。次に、J委員、お願いします。

○J委員 はい。まずこの映画の主人公レミ少年の役の演技が大変素晴らしく、惹き付けられました。また、フランスの自然の風景、古い家並みの景色が大変美しく描かれていたなと思います。それと、原作はもうちょっと長い話なんだと思いますけれども、短い時間にしたということと、それに音楽を加えたというところで、大変映画として完成度の高い、分かりやすい映画になったのかなというふうに思います。見ていてハッピーエンドなんだろうなと思っていて、やっぱり終わり方もいい終わり方だったと思いますし、推奨ということと、対象区分も事務局案どおりでよろしいかと思います。

以上です。

○会長 ありがとうございます。最後、会長代理、お願いします。

○会長代理 私も推奨でお願いいたします。「家なき子」については本もありますし、日本でも、かつてアニメがあったり、あるいはドラマ化されたりもしましたけれども、今回の映画は非常にフランスの美しい光景を映し出していて、ジーンとくるものがあったかと思います。また原作よりも、先ほどもJ委員からもお話ありましたけれども、コンパクトにまと

めてですね、あるいは少し修正されて、親方と少年の關係に絞ったり、あるいは少年のその音楽の才能という、原作にはなかったような話ですね、そういうものも入れて、映画としてまた非常に完成度の高いものということで、ぜひ子供たちに見てもらいたいと思います。区分は事務局案どおりでよろしいかと思ひます。

○会長 ありがとうございます。

最後に私ですが、私も推奨で、事務局案どおりで、親方の、全体を通してその心の深さとか広さと、それに重ねられるレミ少年の人生の、子供のときから、また孤児院をおつくりになるというまで、その両方が、第1号から第4号まで全てに該当すると考えました。推奨でお願いしたいと思ひます。

では以上で、皆さまのご意見を伺ひまして、今回は全員一致で推奨で、対象区分も一致ということになりましたので、事務局案どおりで答申をまとめたいと思ひます。よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○会長 それでは、事務局からほかに連絡事項があればお願いいたします。

○若年支援課長 はい。都民の申出でございますけれども、9月につきましてはございませんでした。ただし、条例第4条の3にございます都民の申出ではございませんが、当審議会に対するご意見が2件ございましたので、ご紹介をさせていただきます。

1件目が、小学校高学年の娘を持つ方からのご意見で、「マンガ本の販売について、一部の本には成年マークが付いているが、性描写など過激な絵であってもマークが付いていないで販売されていることが多い。今、小学校の高学年でボーイズラブのコミックがはやっており、その内容は、映画であればR指定となるものだ。子供の教育は親の責任でもあることは分かるが、子供の健全育成の面で心配だ。東京都がぜひこうした現状を把握して、問題のあるマンガを規制してほしい。」というものでございました。

東京都では、18歳未満の青少年が容易に手に取り閲覧できる場所に陳列されているものの中から調査購入を行い、条例及び条例施行規則に該当するものについて、自主規制団体の意見を聞いた上で、本審議会に諮問し、指定該当の答申がなされたものにつきまして、不健全図書として指定をしてございます。こちらにつきましては特定のジャンルに偏るものではございませんので、引き続き幅広く調査いたしまして、青少年の健全な育成を阻害するおそれのあるものにつきましては、今後とも適切に対処してまいりたいと存じます。

続きまして、2件目でございます。

本審議会の運営に関しまして、消費者団体の「東京都青少年健全育成審議会の運営に関する意見書」に賛同するとして、都民からの意見がございましたので報告させていただきます。

内容でございますが、会議の公開、会議録での発言者の公開、会議録の早期の公開、また青少年の意見の反映や、諮問指定基準、実施内容の検証に関することなどがございます。

このうち、本審議会の運営に関する事項でございますが、会議の公開、会議録での発言者名の表記、会議録の公開時期に関することにつきましては、先ほど皆さまにご確認をいただいたところでございます。そのとおりの対応とさせていただきたいと存じます。

なお、その他の事項につきましては、東京都青少年健全育成条例等に基づき適切に対応しているところではございますが、ご意見として受け止めさせていただきたいと存じます。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いしたいと存じます。

○会長 よろしいでしょうか。では、会長代理から。

○会長代理 1件目のほうですが、これは具体的にこういう本がというような指摘はあったのでしょうか。

○若年支援課長 具体的な図書名の指摘はございませんでした。

○会長代理 分かりました。

○会長 ほかにどなたかございますか。では、E委員。

○E委員 今の濱村課長の話とはちょっと別の話をしてもよろしいでしょうか。

○会長 はい。どうぞ。

○E委員 はい。傍聴人の件ですけど、今日、大変大勢の傍聴人の方がいらっしゃいました。というのは、さっき、間違って傍聴人の皆さんが待ってらっしゃるフロアに行ったんですけども、またさらに多くてですね、「私が、じゃ、今日は引きます」みたいな感じで引き上げてたような感じがしたんですね。ですので、この会場は前の審議室から比べたらうんと広いので、可能な限り入れて差し上げたらよろしいのかなというふうに思いました。私の誤解でなければですけども。ここは5階じゃなくて42階であります。

○会長 はい。事務局でご検討いただくということでもよろしいですか。事務局からは何かございますか。傍聴人の数を少しでもというご趣旨ですね。

○E委員 はい。

○若年支援担当部長 できるだけ多くの方にも傍聴していただくというご趣旨は、そのとおりだと思います。一方で、3密にならないようにといった点も配慮しなくてはいけない現下の情勢を考えると、そういったこともございますので、事務局として、どのような形がいいのか考えてみたいと思います。

○会長 ありがとうございます。

ほかには何かございますか。

では、ほかにご意見がないようなので、事務局から次のご案内がございますか。

○若年支援課長 はい。次回、審議会に諮問予定の映画が1本ございますので、ご案内させていただきます。

作品名は『ヒトラーに盗られたうさぎ』、申請者は株式会社彩プロでございます。

試写会が10月30日金曜日、午前10時から。試写会場は、渋谷区円山町にあります映画美学校試写室でございます。

ご都合つかない場合には、DVDのご視聴も可能でございます。

DVDをご希望の方は、送付させていただきますので、調査票により、申し込みいただければと存じます。

以上でございます。

○会長 それでは以上で、調査・審議事項を終了といたします。

本日の、ここまでの全体を通して、何かお話ししたいことがございましたらお願いいたします。

では、ないようでございますので、傍聴人の方が再入室されますので、図書名が分かる資料等はしまってくださいようお願いいたします。

(傍聴人再入室)

○会長 それでは議事を再開いたします。事務局から、本日の調査・審議事項についてご説明をお願いします。

○若年支援課長 はい。まず、本日の審議ですが、不健全図書2誌について諮問を行い、2誌を東京都青少年の健全な育成に関する条例第8条第1項に該当する不健全な図書類として指定することが適当であるという答申となりました。

また、映画『家なき子 希望の歌声』につきまして諮問を行い、推奨することが適当であるという答申をいただきました。

不健全図書類の告示予定日は令和2年10月16日（金曜日）、推奨映画の公告予定日は令和2年10月20日（火曜日）、プレス発表は不健全図書類の告示日前日の令和2年10月15日（木曜日）となります。告示日もしくは告示日の前日まで不健全図書類の名称の公開をお控えいただくよう、重ねてお願い申し上げます。

最後に、次回の審議会についてご案内いたします。令和2年11月9日（月曜日）の15時30分から、場所は今回と同じこの会場を予定してございます。

以上でございます。

○会長 それでは、本日はこれで終了させていただきます。

長時間になりましたが、委員の皆さま、ありがとうございました。

午後5時38分閉会